

# 私立学校ガバナンス改革に関する対応方針

令和3年12月21日公表

学校法人制度改革特別  
委員会（第1回）

資料5

令和4年1月12日（水）

- 我が国の公教育を支える私立学校が社会の信頼を得て一層発展していくため、これまでの検討経緯（参考資料）を踏まえ、**学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革**を推進することが必要。
- これまでの不祥事事案への対応等を踏まえつつ、対応に当たっての**制度上の課題や更なる不祥事事案の再発防止策**を検討した上で、適切な制度設計を行い改革案に反映していくことが必要。

- 検討の方向性**
- 理事会の業務執行の円滑化を図りつつ、業務執行のけん制・違法是正が自律的になされるよう、理事会・理事、監事、評議員会・評議員の在り方、相互の関係について見直しを行う。特に、
    - 監事の選解任の在り方及び、会計監査人の設置、内部統制システムの整備については、法人の規模等も考慮しつつ、監査の実効性を高め、適正な学校運営を担保する観点から見直す。
    - 理事の解任、理事長の解職の在り方については、円滑な学校運営に配慮しつつ、不正・違法があった場合に自律的にすみやかに是正されるようにする観点から見直す。
    - 評議員会・評議員の在り方については、理事会・監事の監督が機能しない場合に自律的な監督機能が発揮されるよう、評議員に対するけん制の在り方や教育研究への影響などにも留意して見直す。特に、理事・評議員の兼職、評議員会の構成、評議員の選解任については、現場の実務的な運用に配慮しつつ、適正な在り方となるよう見直す。
    - そのほか、子法人の扱い、過料、刑事罰（特別背任罪、贈収賄罪等）についても、これまでの不祥事事案への指導経過等を踏まえつつ、私学法内の位置付けについて検討する。
  - 下位法令・通知による改善事項や、ガバナンス・コード等の自主的な取組の充実要請も含め、今後目指すべき私立学校の運営の在り方及びそのための**改革の全体像**を広く提示する。

- 進め方**
- 私立学校全体に関わる問題であることを踏まえ、上記の検討の方向性に沿って、**関係者の合意形成を丁寧に図る場**を設ける。
  - 検討の結果、**成案を得られ次第、速やかに法案の提出**を目指す。
  - **関係者との意思疎通と実態把握**を十分に行った上で、必要な改革方策については、躊躇することなく提示する。

# (参考) これまでの検討経緯①

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後5年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議や閣議決定**により、不祥事防止のより実効性ある措置や、社会福祉法人・公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。
- これまで「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ねた結果、理事に対する監督・けん制を重視し、評議員会を最高監督・議決機関に改めるなどの提言を得た一方、教育研究への影響などについて、**私学関係者から強い懸念**も寄せられている。

## 【累次の法改正等】

### 平成16年改正

- 理事会の設置、外部役員の導入、監査報告書の制度化
- 役員の選解任方法の寄附行為記載事項化
- 評議員会による事業計画・実績への意見など

### 平成26年改正

- 所轄庁による措置命令・解任勧告、報告検査など

### 令和元年改正

- 特別利害関係理事の議決権排除、監事への報告義務
- 評議員会による中期的な計画・役員報酬基準への意見
- 監事による理事会の招集権、理事の行為の差止請求権
- 施行後5年を目途とした施行状況の検討など

### 令和3年

3月「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告

12月「学校法人ガバナンス改革会議」報告

# (参考) これまでの検討経緯②

## 学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日参議院文教科学委員会

※衆議院もほぼ同内容。

- 七 学校法人における監査の実効性や客觀性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

## 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

### 学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月～令和3年3月）

「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。

## 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革<sup>(注)</sup>につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

### 学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度の改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和3年12月に、制度改正に向けた改革案の全体像を取りまとめ。